

国立大学法人兵庫教育大学学長解任の実施手続等に関する細則

平成16年 6 月23日
細 則 第 44 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学学長解任等に関する規則（平成16年規則第23号。以下「学長解任規則」という。）に定めるもののほか、学長解任の実施手続等については、この細則の定めるところによる。

(合同委員会)

第2条 学長解任規則第4条第1項に規定する経営協議会と教育研究評議会の代表による合同委員会は、第1号に掲げる委員（以下「1号委員」という。）及び第2号に掲げる委員（以下「2号委員」という。）各同数をもって組織する。ただし、同一人が1号委員と2号委員を兼ねることはできない。

- (1) 国立大学法人兵庫教育大学経営協議会規則（平成16年規則第2号）第2条第1項第2号から第4号までの委員のうちから、経営協議会において選出された者 5人
- (2) 国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会規則（平成16年規則第3号）第2条第1項第2号から第7号までの評議員のうちから、教育研究評議会において選出された者 5人
- 2 合同委員会に議長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 議長は、合同委員会を招集し、これを主宰する。
- 4 最初の合同委員会は、前項の規定にかかわらず学長選考・監察会議議長が招集し、議長が選出されるまでの間議長となる。
- 5 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。
- 6 合同委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、議決には加わることができない。
- 8 合同委員会は、学長選考・監察会議に学長解任を提案した時又は学長解任について当該委員会構成員の3分の2以上の賛成を得られなかった時点で消滅するものとする。
- 9 合同委員会の事務は、総務部総務企画課が処理する。

(合同委員会による学長解任の提案)

第3条 学長解任規則第4条第1項に規定する合同委員会による学長解任の提案は、その提案理由を記した文書をもって学長選考・監察会議に行うものとする。

- 2 学長選考・監察会議は、前項の提案があったときは、当該合同委員会の議長であった者にその提案理由の説明を求めることができる。

(リコールによる学長解任の提案)

第4条 学長解任規則第5条第1項に規定する学長解任の提案は、任意の様式にその提案理由及び代表者3名の氏名を記入し、かつ、学長選考規則第9条第2項に規定する意向聴取有資格者の3分の2以上の者の署名及び捺印をしたうえで、学長選考・監察会議に行うものとする。

- 2 学長選考・監察会議は、前項の提案があったときは、同項の代表者3名にその提案理由の説明を求めることができる。

(学長解任の審査手続)

第5条 学長選考・監察会議は、学長解任規則第7条第1項に規定する審査（以下「解任審査」という。）を行うに当たり、第3条又は第4条の学長解任の提案理由を文書で学長に通知しなければならない。

- 2 学長選考・監察会議は、学長が前項に規定する通知を受領した後14日以内に請求した場合には、学長に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 3 学長選考・監察会議は、解任審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

(審査結果の公表)

第6条 学長解任規則第8条に規定する審査結果の公表は、事務局東側公用掲示板に別記様式第1により掲示により行うものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、学長解任の実施手続等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この細則は、平成16年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月17日改正）

この規則は、平成28年6月17日から施行する。

附 則（平成30年3月31日改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

国立大学法人兵庫教育大学学長解任規則第七条の規定に基づき、同規則第六条第一項
による学長解任の審査の結果を左記のとおり公表する。

記

一 審査結果 国立大学法人兵庫教育大学長 ○○○○ の解任を決定した。
国立大学法人兵庫教育大学長 ○○○○ の解任を否決した。

二 その理由

年 月 日

国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議